

国家公安委員会決定

「国外において不慮の犯罪被害を受けた被害者等に対する特別給付金の支給について」（平成28年7月12日閣議決定）に基づき、国外において不慮の犯罪被害を受けた被害者等に対する特別給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

平成28年7月12日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

国外において不慮の犯罪被害を受けた被害者等に対する特別給付金の支給に関する要綱

- 1 この要綱は、「国外において不慮の犯罪被害を受けた被害者等に対する特別給付金の支給について」（平成28年7月12日閣議決定。以下「閣議決定」という。）を実施するため、特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 閣議決定記1の「重度の障害」とは別表に掲げる障害とする。
- 3 閣議決定記1の「特別の措置が必要と認められるもの」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、特別給付金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合に当たらないこと。
 - (2) 特別給付金のほか、被害者が受けた被害に関し当該被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金が国から支給されることが明らかな場合でないこと。
- 4 この要綱の施行に関し必要な細目的事項は、警察庁長官が定める。

別表

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼^{そしゃく}及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢を膝関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの